

第十三回 参議院文部委員会會議録第三十二号

昭和二十七年五月十三日(火曜日)午後二時十二分開会

委員の異動

五月九日委員鈴木安孝君辞任につきその補欠として工藤鐵男君を議長において指名した。
五月十二日議長において石黒忠篤君を委員に指名した。

出席者は左の通り。

委員長 梅原 眞隆君
理事 高田 なほ子君
相馬 助治君
木内 キヤウ君

委員

川村 松助君
木村 守江君
黒川 武雄君
石黒 忠篤君
堀越 儀郎君
山本 勇造君
荒木 正三郎君
矢嶋 三義君
岩間 正男君

衆議院議員

平島 良一君
若林 義孝君

政府委員

大蔵省主計局長 東條 猛猪君
文部省大学学術局長 稲田 清助君
運輸省船員局長 山口 傳君

事務局側

常任委員 石丸 敬次君
会専門員 竹内 敏夫君
常任委員 会専門員 石井 島君

本日の会議に付した事件
○理事の補欠選任の件
○国立学校設置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(梅原眞隆君) 只今から文部委員会を開会します。先ず最初に理事の補欠選任を行ないたいと思ひます。去る四月二十五日に理事加納金助君が委員を辞任されましたが、四月二十八日に文部委員に選任されましたので補欠互選を行ないたいのでございます。互選の方法は如何いたしませうか。

○高田なほ子君 互選の方法は成規の手続を省略して、その指名を委員長に一任せられんことの動議を提出いたします。
○委員長(梅原眞隆君) それでは只今の動議に御異議ございせんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(梅原眞隆君) それでは私は指名をいたします。加納金助君に理事をお願いいたします。

○委員長(梅原眞隆君) 次に国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
前回は引続いて質疑を行ないます。関係者がお見えになつておりますか。

ら、御質疑のおありのかたは質疑を願ひます。

○矢嶋三義君 先ず委員長にお伺ひいたしますが、関係者というのと、どういう関係者が見えていますか。

○委員長(梅原眞隆君) 今見えておりますのは、平島さん、大学学術局長が見えております。それから今これは船員局長と主計局長のほうは要求して連絡をとつております。

○矢嶋三義君 それでは先ず提案者の代表の平島さんにお伺ひいたします。本法律案の提案理由にありますように、自立後の我が国における海運の伸長並びに貿易の興隆を図ることが大事である。そういう立場から商船大学の新設を提案されておるわけでございますが、海運の伸長と貿易の興隆を図ることが大事であるという点については申すまでもなく全く同感でございます。つきましては若干具体的にお伺ひいたしたいと思ひます。その第一点は、この提案者は自由党所屬のおかたでありますので、そういう立場からもお伺ひいたしたいのですが、この法律案の提案者はどうなつておるようですが、非常に御熱心に主導力ととり、イニシアをとりつてやられたのは与党自由党の皆さんがたであるということとは、これはもう自他共に許すところだと思ひます。従つて若干お伺ひいたしますが、現在七十二の国立大学と、それに伴う予算、それから我が国の国立大学の事情、これらにつきましても自由党の政調会、文部的小委員会でも随分と検討されておるようでございますが、それらの予算関係と、ここに国立大学を設けるに当つての関連性、そういうものをどういふふうにお考えになつていらつしやるか、これが先ず第一、基本的な問題です。

次に伺ひたいのは、大学が、或いは学部を新設する場合に、よく半額を地元で持つとかいうような公約をするわけがあります。七十二の国立大学ができる場合にも随分条件があつたわけでありまして、さて充足してみますと、なか／＼地元が約束通りを負担義務を遂行しない。そこに設立された大学の充実に非常な遅れをおるという私は大きな原因があると思ひます。これは、発議者としては十分連絡もとられておることでありまして、私がここで伺ひたいのは余計なことかも知れませんが、あえて伺ひたいとして置きますが、ここに年度別負担区分というものが提示されております。この区分の通りに完全に地元で遂行できるといふ見通しに発議者は立たれておると思ひますが、責任を持つて実行されておることをここで、はつきりとお約束ができるかどうか。地元にお約束されておると思ひますので、先ずその二点をお伺ひいたしたいと思ひます。

○衆議院議員(平島良一君) 提案者は自由党ばかりでなしに、各党であります。そういうふうな見方をされるかも知れんと思ひまして、最初私が

ここへ伺つたときには、社会党の松本七郎君も答弁しようといふので出て来てくれたくらいであります。自由党のほうには数が多いから、そういうふうに見られても仕方がないと思ひますが……

○矢嶋三義君 肯定して置いたほうが、速記録を見るときに都合がいいです。

○衆議院議員(平島良一君) いや、これは各党派からやつておりますので、さうして御承知を願ひたいと思ひます。七十二の国立大学ができました。この大学の中には勿論まだなか／＼整備の不完全なものもたくさんあると思ひます。大学に関する委員会というものを作りました。これをどうするかというのを今研究中なのであります。これを整備するといふことも最も緊急なことであると思ひます。それよりもこの提案の理由によりまして、商船大学のほうがより以上緊急に必要であると私も考えて、提案したようなわけでありまして、それから第二の寄附の問題であります。これは私もわざ／＼現地に参りまして、県庁の人にも、又神戸市の幹部のかた／＼とも会ひまして、いろいろ折衝いたしましたのである。これに、これができましたときに、神戸市役所内に設けられております神戸商船大学設立促進連盟といふものから、必すこの地元負担は完全に負担

してくるものと確信をいたしております。

○矢嶋三義君 地元が負担義務を完全に遂行することにつきまして、発議者として或る程度責任を以てその遂行をさせる約束をここでして頂けるかどうか、念のために伺います。でないと、実際設立したあと、文部当局は非常に事ごとに困っているわけなんです。そういう点が明確でないときには、簡単に通すわけには行かんと思ひますので、一番大事な点であると思ひますので、あえて伺ひたいと思ひます。

○衆議院議員(平島良一君) その点につきましては、私もいろいろ心配したのであります。できてしまえばこれは国立大学なので、向うでやらんと言へばどうしても国で負担しなければならぬ状態になることも考えられるのであります。そういうことも考慮いたしまして、いろいろ文書で出したくらいでは駄目だ。県会なり市会なりで決議をしてくれなくちゃ駄目だということで、その決議までしてもらつたくらいでありますから、当然負担してくれるものと私も信じております。

○矢嶋三義君 その点はそこで一応止めまして、先ほど七十二の国立大学も不十分であるが、それよりも現在の我が国の海運界における必要から、この商船大学の施設が更に重要だと思ひました。こういうような御答弁を頂いたわけでありまして、その数字的なものはあとで伺ひたいと思ひますが、それに先立ちまして、これは本法律案審議の主流からよつと遠ざかりますけれども、是非お考え願ひたい、一応御

答弁を煩わしいと思ひますのは、新制大学が不十分だということはお認めになつてゐると思ひますが、特にその新制大学の教育学部、曾つての師範学校や専門学校から大学に昇格したところの教育学部、この施設、設備の不十分であることは天下周知の事実だと思ひます。政府並びに皆さんがたの所属される自由党におきまして、教育には最も非常に熱心なようでございますが、ああいう施設、設備において大学教育が果して行われるかどうか。そこを卒業して来られたかたが、我が国の次の世代を背負つて立つところの青少年諸君を教育するのとかいうことを考えた場合に、慨然たるものがあると思ひます。まあ私はそう思ふのですが、平島さんなり若林さんはそれをどういうふうにお考えになつてゐるのか、私はあえて伺ひたい。と申しますのは、七十二もなんだが、それより必要であるとか何されましたが、その比較についてはあとで数字的に伺ひたいと思ひます。新制大学、特にその中の教育学部の実態というものをどういうふう把握され、どういうふうにお考えになつてゐるかということ、主流からよつと外れますけれども、関連性がありますから、その点伺ひたいと思ひます。

○衆議院議員(平島良一君) 私どももそういう感を深くするのであります。それがために先ほど申し上げましたように、我々で大学に関する委員会というものを作りまして、全部の学校を知るといふことはなかなか容易じゃないので、これから個々に調査いたしまして、どの学校はどうなつてゐるということも詳しく知つた上で、これに

対する抜本的の対策を立てたいというので、今研究いたしておるのであります。それは中には矢嶋さんのおつしやるように、本当に大学とは名ばかりで、実際のそれに伴わないものはある。ところが想像いたしておるのであります。これが一般的なやらないければならぬのであります。そういうことはなかなか一朝一夕にやれるものではない。これも必要ではあるが、先ず再建日本としてこれを第一にやるべきものであると、私も思ひます。

○矢嶋三義君 次に伺ひたい。その点は、いろいろ提案理由によつて商船大学の施設を提案される以上は、わが国の船員教育機関をどういうふうに行つて行くという一つの腹案を持つて、一応商船大学というものは生れて来ておると思ふ。具体的に申しますと、大学ができましたと、大学院というものがあつて、更に大学を幾つ、その下に高等学校はどうだ。要するに船員教育養成の我が国における教育体系ですね。そういうものを一応頭に画かれて提案されたと思ふのであります。その数並びに地域的な配置というやうなものについてどういうやうなお考えを持つておられますか、承りた

○衆議院議員(平島良一君) 高級船員の必要なることについては、提案理由に申述べておる通りであります。

○矢嶋三義君 学校の数ですね。

○衆議院議員(平島良一君) 学校の数は、どうして三百八十万トン級の船を作るということになつては不足するといふ考えから、もう一つ、そうし

て地理的に見ても神戸の辺はいいのじやなからうか。関西でも随分商船大学へ入りたい人があつたのであります。清水では遠いといふやうなことを聞かされるので、地理的にも神戸がよからうといふやうなことで、そうして地元

○衆議院議員(平島良一君) 大学院については、今の大学にも全部大学院があるといふわけではなくて、七十二の国立大学のうちでも、あれは博士の審査権ですか、審理権ですか、のある学校は二十四しかなくらいであります。大学院を置くものは十七、八かとも聞いているのでありますから、商船大学に果して大学院を直ちに置くかどうかといふところまでは考えておりません。

○矢嶋三義君 念のために伺ひたい。それは、発議者は清水の高等商船学校を御視察になつていらつしやるかどうか。

それからこれは他の人から或いは質問があつたかと思ひますが、あつておれば簡単に御答弁頂きたい。それは私は海運界のことを詳しく知らないのですけれども、曾つての神戸の高等商船とか、東京の高等商船学校には相

当に聞がある。陸上で同一場所に勤務しておる者の間にも非常に困るが、大海に乗り出した場合に、一つの船に起居を共にする場合に、一つの船に起居を共にする場合には、非常に困るのだ。提案者の理由によつても、大正元年に国立の神戸高等商船学校が設立せられて、優秀な校風が樹立せられた。こういう神戸の高等商船学校という伝統に輝くものがあるのだ。ここに神戸商船大学を作るのは誠にふさわしい、こういう表現をされておるわけですね。それからわかりますように、曾つての神戸高等商船学校の後身が神戸商船大学であり、東京高等商船学校の後身が清水商船大学であるといつたやうな形になつた場合に、先輩、後輩の繋り、今聞が消えようとしておる場合に、更に昔の聞というものを再び引き起すものではないか、これが海運界にどういう影響があるかといふことについて、私はさつき申し上げたように、聞いた程度であります。それらの点についてはどういうふうにお考えになつて提案されたかどうか、念のために伺つておきたいと思ひます。

○衆議院議員(平島良一君) それは先日もどなたかの御質問にお答えしたことであります。

○矢嶋三義君 先ず清水を御覧になられたかどうか……

○衆議院議員(平島良一君) 提案者の中には調査されたかたはあつたかと思ひますが、私は見たことはございせん。併し提案者の中には御存じのかたもおありにならうと思ひます。

それからその聞の關係ですが、陸上の学校についてもいろいろ聞があることは私も認めておるのであります。そういうふうな議論もあつたので

ありますが、清水、神戸両方に置けば、それは両方の学閥の争いから、船の上で相争うようなことになりはせんか。そんなことになつたら困るのじゃないかというようなこともあつたのでありますが、船に乗つてゐる人なんぞにもこれは聞いたのでありますが、そういうことはどうだろうか、ところが船に乗るということは、丁度一つの家に住まうようなものであるから、陸上におるような学閥の争いなんというものは絶対にしない。一家団圓するやうな気持ちで航海するのであるからそういう心配はなからうということ、私どもはそれを信じてこれを提案したわけでありませう。

○矢嶋三義君 まあそういう立派なお考えを持つていらつしやるかたもあるかと思ひますが、それを一〇〇%信じては、私はやはりあとなつていろいろ問題が起つて来るのじやないかと思ひます。私は教育界出身でございませうが、陸上に立つてゐる一つの校舎、そこには学校長を中心に教育者が集まつて教育をやつてゐるわけでありませうが、併し曾つての中等教育における広島、岡山と東京の若狭岡との対立というものは、ともに同じ一軒の家に住んで、一つの釜の飯を食つて、お湯を呑んでゐるのに、その対立が如何に激しくて、如何に我が国の教育を毒したかというところは、平島さんも恐らくお聞きになつていらつしやると思ひますが、従つて個人的に考えた場合には、閣下という問題はならない。こう言ふ人もあると思ひますけれども、それは閣下が又物議を流すことを肯定するかたもあると思ひます。従つてこの法律案が通つて、大学ができた後

における教育という点については、今提案者が言われたような考え方で教育して行つたのでは、私は由々しい事態が起るのではないか、大学ができた後においては、これはあとは文部省の責任になりますけれども、私は提案者のやうな甘い見方はしてゐないものでございませう。

次に伺ひたいところは、この提案理由の説明の中に、数字をいろうと挙げておられるわけですね、三百八十万トンとか、或いは自然減耗率が五%であるとか、或いは実地出身者が一五%とか、ずつと数字がたぐさん出ておりますが、この数字の出所を一応承りたいと思ひます。数字の出所を。

○衆議院議員(平島一君) これは運輸省なり文部省の事務当局という打合せいたしまして、それから得た数字であります。

○矢嶋三義君 事務当局にお伺ひいたしますが、この高級船員の需給についてというこのプリントは、これは文部省から出たのですか、運輸省からですか。これとこの提案理由の説明の中の数字、表現の仕方も、それから小さな数字の食糧が若干あるのですが、同じところから出たならば、同じやうな表現の仕方でも、同じ数字を出したほうが審議するに都合がいいと思ひますが、そのいきさつを一応承りたいと思ひます。

○政府委員(福田清助君) 御指摘の書面は文部省から出したわけでありませう。数字の元は運輸省から出ております。

○委員長(梅原眞隆君) ちよつと速記をとめて下さい。
〔速記中止〕

○委員長(梅原眞隆君) 速記を始めて下さい。

○矢嶋三義君 この提案理由の骨子をなすものは、要するに造船計画と、それによる高級船員の需要という立場から述べられてゐるの骨子になつておるわけですが、それによりますと、昭和三十一年度には大よ三百八十万トン、それから数字を弾き出されておるわけですが、即ち昭和三十一年度には三百八十万トンという我が国の造船計画により安定船腹というものが一応得られるわけですね。ところがこれから大学を作つて卒業する生徒諸君は三十三年にならな

いと卒業しないわけですね。すると三十年以後は安定船腹三百八十万トンであるといふと、今から入学した生徒はそれに間に合はないで、意味ないやうな感じがするのですが、如何がですか。

○衆議院専門員(石井眞君) 商船大学は四年とそれとに実習が半年つきまします。ですから二十七年から始めまして、二十七、二十八、二十九、三十、三十一年度のときには第一回卒業生が出るのであります。こうなります。

○矢嶋三義君 たとえ、それにしましても、三十年度に安定船腹三百八十万トンになるわけですが、それまでが問題であつて、それ以後は年々増加するといふことは必要ないのじやないか。現在船腹が少い。これはここに数字が出ておるやうに、逐次に上げて行つて、三十年度に三百八十万トンになる。その間に不足するわけですが、その不足する過程において、如何に再教育して、そして高級船員を確保して行くかといふことが現在の船員教育、これは船員教育としては重点じやないかと思ひますが、どう考えますか。

○衆議院専門員(石井眞君) これはたしかお手許に出ておると思ひますが、運輸省の資料としての表がございまして、三十一年度のところで五百一といふところをマイナス五百一といふのと合せることになつております。そのところだけのお話で、今最初御意見を申し上げたのは、その途中ですでに不足があるのだがといふお話、誠に御すもであります。従つてこれはもつと早く充実に行かなければならんはずであります。運輸省としましては、文部省の今までの商船大学及び五つの商船高等学校の教と睨み合せて、更にその不足数を海技専門などの再教育による臨時補充といふことを計画して来

ておられるのであります。これが計數通りに行きましたといひました。本年の二十七年年度の海技専門の教育では六百十名といふものを運輸省は計画しておいでになつたのであります。それを充たし得たとして、丁度今のあと

のほうの三十一年度の始めのところに

行きました。辻褄がうまく合うのでございませうが、今年それを募集いたしました実績を聞いてみますと、三百何十名の志願者で、そしてそれを入学せしめ得る資格者といふ者は二百名を切れたと、なおこの再募集を目下やつておられる話に聞いておるのであります。これが仮に百七十名取れたといひましたとしても約三百名本年だけでも我が国の保有船腹三百八十万トンといふものがそこそこの釘付けになるものとは予想せられておりませうので、それか

ら国力の事情などによつても伸びて行く可能性を持つておるだらうと思ひます。それらのことは、私どもとしては、細かいことに具體的な予想はつかないことではございませうが、今この三十一年度で数が合つたとして、そのあとが余分になるといふやうの見通しは出て参りません。今の海技専門自身で三百余名の不足が出て来るといふやうな事情になつております。只今申しましたのは、この高級船員だけについての問題でございませうが、高級船員だけについてもそういうやうな事情になるのでございませう。

○矢嶋三義君 海技専門の場合と言へますが、海技専門は、元の商船学校並びに高等商船学校の別科を卒業した生徒を再教育して、高等商船学校卒業程度のものにするわけですね。そうすると、高級船員はあなたの説明によると、商船高等学校と大学を卒業した者が高級船員である。その比率を四対六にしておられるのですか。だから海技専門の生徒云々といふのと、大学卒業生を必要とするといふのは無関係ではないですか。

○衆議院専門員(石井眞君) この最初の提案理由として、実施から約一五%といふことがどこかに申上げてあつたはずでございませう。それに今の実地で働いておつた人を高級船員に進めて行きます資格を与えるところの教育が、現在は海技専門の教育になつておるはずでございませう。それを引きました残りのこの四対六とか、或いは五対五、これは統計の年次の取りようによります。若し開くのでございませうが、これは大体相対的のパーセントのものが大学とそれから商船高等学校、こうい

う考え方になつておるのでございませう。

○矢嶋三義君 年間需要五百として、一五％といつたら七十五人でしょう。

そうして、海技専門の高級船員の教育をやつてゐるものは本科でしょう。本科は定員百名でしよう。で現在この表を頂きますと、六十五名おられますが、だから、五百名必要とするというものに對する一五％の数を現在の海技専門で立派に満たしておるのであつて、あなたの三百名不足云々というのは私は合わないと思ひますが、違ひますか。

○衆議院専門員(石井勲君) これは一五％というのは、今までの実績から出したところの概数を示したものでございまして、それから今ここで六百十名を必要とするという計画は私共は専門外でわかりませんが、専門のお立場で運輸省のお立てになつた計画がございまして、運輸省が二十七年に六百十名を入れて教育しよう。こういう計画でございませう。

○矢嶋三義君 今回ですか。

○衆議院専門員(石井勲君) はあ。海技専門に。

○矢嶋三義君 それは特修科に入つておるでしよう。

○衆議院専門員(石井勲君) その詳細はわかりません。

○矢嶋三義君 そうでしよう。本科六百十というより計画はないですよ。

○衆議院専門員(石井勲君) とにかくこの六百十を入れて行きました数とのバランスでここに持つて行くという、その六百十が、今申します入学を許可し得たものが百七十名しかなくて、それをもつと何とかして教を殖やしたい

というので再募集が現在行われておる。こういうことでございませう。そこで仮に百二、三十名入学ができたとして、今現在、運輸省の計画から行きますと、今年においては三百十名ぐらいの不足が出て参る、こういう計算を申し上げたわけですね。

○矢嶋三義君 運輸省の船員教育のものが来ていないから詳しいことはわかりませんが、一点お伺ひしますが、例えば特修科の乙一科なんかにいうのは、これは近海を通る船の小型のものです。これを出たのは高級船員にはならんじやないですか。どうですか。こんなのが高級船員なんと言つたらかなりやしません。どうですか。

それから一つ文部省のほうにお伺ひいたしますが、二十七年、清水の商船大学に二百四十名入学許可する計画を当初立てられて、それを取消されたわけですが、それは恐らく神戸に新らしく商船大学ができれば、現在の定員を増して二百四十名採る必要がないからというので、私は取消されたのだらうと、こう推察しておるのですが、その二百四十はどういう基礎に基いたものか、本日ここで承るるところによりますと、二百八十人の入学を要する。こういうわけですね。昭和三十年の安定船腹三百八十万トンというのは、もう昨年の五、六月頃から国会で運輸大臣が答弁しておるわけですね。ちよつとした間に四十人も数が増つて来るというやうなところ、どういふ計画的養成をやつておるのかという点に非常な不安な点があるわけですが、御答弁願ひたい。

○政府委員(稲田清助君) この船員の養成につきましては、運輸省にありまする船員教育審議会の審議によりまして、運輸大臣或いは文部大臣がそれに照応して計画を立てるわけでございますが、お話のように、予算要求をいたす前に、一応二百四十という数字を船員教育審議会あたりで検討されたことはあつたのでございませう。これはやはりその間の需要供給の基準は只今御検討願ひしておりますのでございませうけれども、清水の施設を利用するといふことを一応考えましたために、十分ではないが、とにかく清水の入れ物の、何と申しますか、入れ得る状況等を考えまして、八十名の増加に一応とどめようかと考えたことはあつたのであります。予算要求をするに至りましたは、只今の計画通りいたしております。

○矢嶋三義君 ということは、二百四十の数字で出たのが船員教育審議会の出した数字で、そこに責任があるというところ、二百四十というものは清水の収容力から出た数字である、こういう意味ですか。将来の三百八十万トンに對する需給との関連性から出したものではない、こういう意味ですか。

○政府委員(稲田清助君) 只今お話の通りでございます。二百八十人くらいありますけれども、実際の状況を見て、一応養成としては内輪に見た時期もあつたのであります。

○矢嶋三義君 どうも船員なんかというの、船がなかつたら上つたりになるので、余ほどこれは綿密に計画的にやらなければ困ると思う。文部省のほうでは内輪と言ひ、あなたのほうでは三百八十万トンで終らないで、将来は多くなるだらうからというので若干見

越したような感じも先の答弁に入つておる。そうすると相当私は幅が出て来ると思う。そこで私はお尋ねします。が、ここに會つて船員で、現在陸上で他の仕事に従事しておる者を調査してほしいという資料要求をしましたところ、運輸省の船員局から資料が出ておる。従つてこれは相当責任ある資料だと思ふのですが、これを見ますと、現在旧船員で就職を希望しておる者が二万もある。そのほかに失業船員がかなりあるといふことをこの資料に書いてあるわけですが、これらの問題はどうか考えていらつしやるか。更に現在今大学を作つて卒業するのが三十一

年になつてしまふ。その間にまあ急速に船腹が膨脹しますといふと、船員が足りない。そうすると再教育というものが相当問題になつて来ると思うのですが、海技専門学院は再教育を専門にやつておつたわけで、今度これを大学にいたしますと、再教育機関というものは私は相当大きな制約を受けると思う。それと、會つてこれは優秀な船員だつたと思うのですが、二万人以上上の船員希望者がある。それらを一体どうするか。それらの再教育というものはどういふふうに考えていらつしやるのか。こちらからも御答弁願ひたいと思ひます。先ずあなたから。

○衆議院専門員(石井勲君) 何と申しますか。船員たりし経験を持つてゐる人で、現在船に乗つていない、従つて船員としての職を求めているという人が相当数あるといふことは私も承知いたしましたしております。その二万といふ数が正確であるかどうかは私も十分承知いたしません、相当数あるといふことは承知をいたしておりますが、こ

ういふ人々ができました主な原因又は実情、いわゆる船員の需給関係の実情というもののについて意見を申し上げます。御参考になると思ふのですが、と申しますのは、このやういふ状況に立つたが仮にまあ二万前後あるといふと、その主たる原因といふものは、実情を私もいろいろ聞き合はせ、その煙の人に聞きました結果から申しますと、それ／＼主として事故を持つておる人、或いは年齢が相当老齢に達しておる人、或いは中に現在或る会社の船についておるけれども、これは戦時中の応急措置として、何と申しまするか、普通の状態ならばその地位まで昇れない人を急に昇進させたといふやうな、必要があつてさうなつたのであります。それがだん／＼世の中が落着いて来まして、さういふ人々がその地位においては甚だ不安をみずから感ぜざるを得ない。会社のほうとしてだん／＼困るというところで、他のほうに職を求めつたところ、他のほうに入つておるやうでございませうが、この事故を起したり、或いは事故を持つておつたといふやうな人を例へて申しますと、勤務中に過失があつた、或いは素行の上に問題があつたといふやうな人々などで、従つてこういう関係上、或いは年齢が高いといふやうな関係で、船会社などは殆んどこれらの人を採用する意図がないといふのが実情のやうに私も承知いたしております。ところがそれ／＼や立派な船員の需要は一体ないのかと。立派な船員については非常に欲しいのであります。実例を申しますと、清水の商船大学の卒業生については、最近の状況は約五倍の採用申込があるやうでございま

ます。

○矢嶋三義君 ところが私は本質的な問題になつておると思ひます。運輸省の船員局のデータを見ますと、高給船員の供給数、「元船員より」、「海技専門」というところは必ずしも減つて行つて、昭和三十一年に参りますと、元船員はゼロということであり、高給船員はゼロということであり、もう高給船員になるためには、大学、高等学校を出なければならぬ、立身出世というより、な刻苦勉勵型の人、如何に努力しても高給船員にはなれないのだということとを昭和三十一年以後はやる。つまりシヤツ・アウツする。こういうふうなこの数字は出ておると思ひますが、これは今の新教育の基本的な考え方からして、努力次第では必ずしも最高のところまで行くように、閉鎖にならないうで道を開けて置くという理念から遠ざかること甚だしいと思ひますが、この点船員局長どうお考えになりますか。

○政府委員(山口傳君) 私のほうの表が少しおかしく見えるわけであり、船員を必要とする場合には、そのうちの今の話の下級船員並びに下級免状から上つて行く実地上手の人、そういう人につまましては、高給船員の場合におきまして、全必要数の一五%ぐらいというものがこの登龍門を通過して出て来るかたで、それが出て来るという方針でこれは計算いたしております。この表で御覧の通り、三年ぐらゐがピークでございまして、それから先若干減つて、普通のノルマルの状態に戻ると思ひますが、その場合でも、養成として

は少くとも従来の三百名程度のものはこれはお話の通り続けて行かなければならないと、かように考へております。

○矢嶋三義君 それでは船員局の申される、再教育機関はだん／＼と要らなくなるというのはいさ／＼と運うようですが、如何でございませうか。

○衆議院議員(平島長一君) 私どもは運輸省当局からばかりでなく、そうだと聞かされたのでありまして、そうだと私も信じております。

○矢嶋三義君 運輸省と言つたら、船員局長が責任者じゃないですか。

○衆議院議員(平島長一君) 私どもは運輸大臣からお聞きしたわけであり、船員局長が責任者ではないですか。

○矢嶋三義君 大臣は何を知つておりますか。船員局長から出たものによつて大臣が知つておるんです。船員局長答へ願ひます。

○政府委員(山口傳君) 私どもとしては、只今申上げるように、この再教育は将来とも或る基礎的な数字は続けて行く、その外に学校教育から出て来る生徒の教というものは五年先を見通して募集するわけであり、それから船員の需給にびつたり合わないこともございませう。過去の経験でさういふ現象もあるわけでありませう。そういうものの過不足を補うために再教育に伸縮性を持たして行く、少くとも従来からある程度の規模のものは続けて行かなければならない、かように考へております。

○矢嶋三義君 運輸大臣の発言をここで述べられておる発言者と、それから船員教育の直接の責任者である船員局長の発言には相当私に開けがあるとと思

ひますが、そこでこの船員の需給関係というものが一番大事で、資料が出てお見ますけれども、相当教法的に検討して見ますと、理解に苦しむ点があり、すので、私は運輸大臣の出席を要望いたします。

それから次に伺ひたいと思いますが、現在の五つの商船高等学校は何人採用いたしておりますか。

○政府委員(稲田清助君) 一年生の定員三百人です。

○矢嶋三義君 三百人ですね。成るほど。ところが需給のこの文書を見ると、小学校の何年生かが、数学の問題を解いて自分で回答したように、一応は必ずとしてあるのですが、さつきのようなところ、相当問題点があるようだから、その点だけはつきりして頂きます。

それから次に、稲田大学局長にお伺ひたいと思いますが、これは先ほど閣下の問題についての回答はお聞きになつた通りであります。この点も答へて頂きたいのですが、それと現在海務学院があるわけであり、元の東京高等商船学校にですね。いづれは太平洋に進出して行くようになりますと、やはり大学院というものが考えられると思ひますが、それをどういふふうにお考えになつておるか。私の私見を以てすれば、この間なんかない、高給船員の国際的な感覚を養うには十分である。従つて前期を例えればあらでやつて、後期を神戸でやつとか、或いは東京でやつとか、そういうようなことが考えられるんじゃないか。若しこの法律が通つて、神戸に商船大学ができて、清水に商船大学ができたときに、

大学院というのは一カ所であるというの、何かやはりあなたのところでは一つの構想というものがあつて然るべきである、勿論この法律案は政府提出ではないのだけれども、そういう二校の関係、それから将来の大学院、現在の海務学院、これらの関係をどういふふうにお考えになつておるか、御答へ願ひます。

○政府委員(稲田清助君) 第一に閣下の問題であります。閣下の問題は、あらゆるこうした養成に關係いたしまする学校については、ついでに廻る問題である、程度の大小はございませうけれども、やはりこれは全然皆無とは考えられませう。併しなからればかりに立脚いたしまして養成計画を立てることは如何かと考へております。例えば一つの学校における学生定員というものの、或る限度以上に達しますると、教育的効果が減殺されることは勿論御承知の通りであります。又全国的な学校の配置ということも、先般平島議員からのお話にありましたように、これも選田のあるところでありませう。彼此勘案いたしまして、我々としては、ここに御提案になりまするように、神戸に一校を設立することがやはり適当だと考へた次第でございませう。

それから第二に、大学卒業者の教育につきまして如何なる構想を持つかという点でございませう。まあ一般の国立大学につきまして、大学院をどこに設置するか、或いは専攻科というふうなものをごに設置するかと、これは現在勘考中でございます。従ひましてここに生れんといたします神戸商船大学に、果して大学院を如何なる年度

に置くかということはまだ我々未定でございませう。更に今日存在いたします海務学院の特色でございませうが、非常にこれは職業教育と申しまするが、高等な技術者養成でございませう。現在の大学院の基準は、非常に学問研究的の色彩が強いのでございませう。果して大学卒業者の教育機関として、いづれが海運界に必要であるかというふうな点につきましては、更に運輸省或いは船員教育審議会等の御意見も伺ひました上で、文部省といたしましては方針を決定したいと思ひます。

○矢嶋三義君 次に稲田局長にお伺ひたいと思いますが、局長は清水の商船大学を視察なさつたかどうかですね。視察なさつた結果はどういうふうにお考えになつておるか。あの広大な地域が定員百六十人の大学として適当であるかどうか。これは船員教育が只今重大だという立場から、神戸に商船大学を作る前に、私は相当解決しなければならぬ問題があると思ひますが、この点については相当局長に責任があると思ひますが、答へをして頂きたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) 第一の、清水の商船大学に参つたことはございませう。清水の施設につきましては、勿論商船大学につきましては、恒久建築ということを考へなければならぬ性質のものでございますけれども、御承知のように、ここに一つの問題がございまして、現在清水の大学当局も、その他海運界のかた／＼も、清水の大学が曾つてありました東京越中島の旧校舎に帰りたいという希望を相当強く抱いておられるようであります。現在越中島の旧校舎は警備予備隊の總隊であり

す。それが途中から必要がありと、こ
ういうふうになられたわけですが、こ
れは当初の文部省の資料が杜撰で間違
つていたので、あとで訂正されたのだ
ろうかと、こういうふうに推察してお
るのですが、その経緯が納得できるよ
うに一つ御説明頂きたい。

○政府委員(稲田清助君) 文部省とい
たしましては、昨年秋季以来文部委員全
の御意向もございまして、二十七年度
予算編成に当りまして、神戸商船大学

に關する予算を要求したわけであり、併しながら遺憾ながらこれが成立しなかつたのであります。その後における文部委員会におきまして、二十七年予算説明に當りまして、既定経費を以てこの大学を創設できないかという御質問のありました機会に、ほかの大学の経費を削いで、この大学を創設することはできないとお答えしたことはございませう。その後においてこの運びになつて参りました、もと／＼私どもの考えました線に合致いたしておりましたので、神戸の商船大学の創設せられまことは必要であり、結構なことであると考へておる次第でございませう。

○政府委員(山口傳吉) 只今提案者と運輸省との間に相当考へが喰違ひがあるのではないかとのお話でございまして、最初この問題が起りました當時、いろいろといきさつもあつたことは事実でございませうけれども、その後現地に行つたり、その他いろいろ折衝いたしまして、運輸省としては、再教育に支障のない限りあえて反対しないといふことになつたわけでありまして、先ほどから申しますように、最後の妥協案で、これで果して大丈夫かどうかと念を押しますと、そういう点はこれから十分注意して、運輸省或いは学院の中におけるいろいろ／＼なことにつきまして、暫くこの三年くらいの間どうしても同居しなければならぬので、いろいろ／＼工夫して何とかこれで凌げるというところに最後の線がつけられたわけでありませう。決して大きな矛盾はないと思ひます。

○相島助治君 私はこの問題に対して財政措置が非常に大切だと思つて、大

蔵大臣の出席を要求しておつたのでありますが、只今主計局長が見えられたいので、特に具體的な問題について主計局のほうにお伺いしたいと存じます。その前に発議者に二点伺つてからやりたいと思ひますが、先ず第一点は、今問題になつておるのは、大学を開くか開かないかである。而も計画を見ると、本年度からもう生徒を募集して学校を始めようとするにもかかわらず、四月十六日に衆議院に提案されておられます。従つてこれから両院を通過するのを常議的に敷いて見ましても、相当の日時を要することは、これはおのずから明らかでございませう。而も又議院においてこの問題が議論が紛糾して、妙な時期にこの法案が成立したといふことに相成りますと、本年度の学生募集その他について多大の支障を来たすことも、これ又明白な実情であらうと思つておられます。そこで私は発議者に伺つておきたいのは、四月の十六日にいよいよ普通の学校が、常議的に、新学期が開始されてからこの法案を提出した前後の事情並びにこれによつて学校側が事実上学校を開設する場合に起るであらうと思はれる支障があるかないか、なければそれでいいです。あるとすればどういふことが予想されるか、一点を伺ひたい。実はこの議案の主体となつておりますものは国立学校をどうするかという問題です。御案内のように、教育といふものは一連の系統を持つものであるとするとともに、横に又一つの関連性を持つておるものでございませう。而もこれが国立学校の問題であつて、地方における、即ちこの場合は神戸市ですが、神戸市が財政負担を予想されて

おります場合には、仮にこの法案が成立した場合には、補正予算は地方議会は通さなければならぬという問題が起つて参ります。これは平島議員の御説明によつて、補正予算は成立し得る十分なる見通しがあるといふことでその点は了解しておりますが、国費におきましても、本年度は暫定的に予備費というふうなものを使つてやらなければならぬといふような問題がここに生じて参るわけですから、従いまして立地條件その他の事情を勘案されて、平島さんほか何人かのかたが本問題を発議された努力に対しては深甚なる敬意を表しますとともに、真実にこの努力を果せばしめるためには、又立法府にあるものとしての筋を通すためには、政府提案にすべきではなかつたか。勿論議員提出の法律案といふものの価値を私は云々しているんじやなくて、この議案が内容として筋が通つて、見るも無難な、お気の毒に堪えないような答弁をせざるを得ない。(笑聲)これは私は全く御同情に堪えない。(同感)と呼ぶ者あり) そういうふうな立場から当然これは政府提案であるべき筋のものをなかつたか。こういうことを考へるのであります。これに對しまして本員をして満足せしめる明快率直なる御答弁をお願いいたします。

それから私はずつと続いて質問だけやつておきます。主計局にお尋ねいたします。只今議案となつております問題は、神戸に大学を作るといふのであつて、作るとするならば、直ちに以

てこれに対する予算措置が行われなくちやならない。その予算措置の内容は何であるかといふことを質問したに對しまして、文部省側より説明がなされております。従つてこの予算措置に對して、大蔵省としては文部省側とどのような経緯をとつて、どのような話が具體的に交結されているのかといふことをお尋ねするのが第一点。

それから第二点は、神戸市が実に莫大なる地方財政の支出を見込まなければならぬ。従つて私私見を以ていたしますならば、当然起債その他を考へて政府に協力を求めて参るのではないかと考へる。従つてこの場合において、大蔵省の資金運用部等の金を廻して起債の求めに應じなければならぬ。実態が予想されるのであります。これら地方債の問題について何か具體的に、この場合は神戸市です。兵庫県の一部を含めての神戸市ですが、この地方公共団体と直接のお話合があつたかどうか。勿論主計局自身が自発的に話をすべき性質のものではなくて、向う様からそういう相談がございまして、かゝる、こういうことを聞くのであります。それは具體的になければならぬ。問題は片付くのであります。あつたとするならば、それはどのような枠で考慮されているかという問題であります。即ち学校設備に關しましては、六三制の設備費でも、突に大蔵當局は起債の枠をくれることについていかにしている。私の俗語を以てすればけちけちしている。吝嗇であるといふ意味です。(笑聲)そういう立場において、この大学に對していわゆる起債といふような問題についてどんなふうに基本的な考へておるのかといふことなんで

す。これを承つておきたいと存じます。それから第三点は、この大学が必要であるか不必要であるかという議論の焦点をなすものは、日本の造船計画といふものが今日構想されている通りに進むか進まないかといふ一点にかかつて参ります。発議者の説明によりますれば、現に運輸省が考へておるところの造船計画が予定通り進行するといふ建前に立つて考へられておるのであります。従つてこの発議者の考へている通りの造船計画といふものが財政負担の面からいたしまして、即ち大蔵省の見解からいたしまして、自信のあるものであるかどうか、これらに對しまして、一つ明快なる御答弁を煩わしたいと存じます。

○衆議院議員(平島良一君) この提案がなぜ遅れたかといふお尋ねでございませうが、如何にもその通りでございまして、遅れたのは事実であります。これは文部省においても、二十七年から開校したいといふので予算に載せておたはずであります。それを削られたので、まあ私もとしては、提案理由のような趣旨から、これはどうしても国策上今年度からやらなければ、三十年代の造船計画についても間に合はないといふようなところからやつたので、その遅れたのも、予算をどうするかといふことも考へておかなければならぬので、文部省なり大蔵省なりと、いろいろ／＼とどこからその予算を出すかといふようなことの相談もしなければならなかつたので、その了解を得るために遅れておつたやうな次第であります。それはどうぞ御了承を頂きたいと思つております。そして

この本案の性質から申しますならば、政府提案にすることがこれは当然であらうと思ふのでありますが、文部省も一応やつたのであるが、できなかったというところから、私どもは文部省を応援するといふような意味で、これは是非必要なものだから、我々からやろうじやないかといふようなことが衆議院の文部委員会で誰言うとなくこれが盛上つて来たような次第なのであります。そういう理由から政府提案であるべき性質のものではありませんが、私どもの提案になつたような次第であります。これ又どうぞ御了承を頂きたいと思ふのであります。

○政府委員(東條猛猪) お答え申上げます。この法律案が成立いたしました場合の財政的な裏付けについて、文部当局と大蔵省の間にどういふような話合いになつてゐるかというのをお尋ねの第一点であります。必要がございますれば予備支出をする、これがための所要の財源措置を講ずるといふことが文部当局と大蔵省との間の話合いの内容に相成つております。

それから第二に、一体地方財政との関係を、特に起債の状況をどう考えるかというお尋ねであつたと拝承いたしますが、御承知の通りに昭和二十七年年度の地方債の計画は、資金運用部引受が六百五十億、一般公債のものが八十億、合せまして七百三十億見当を予定いたしております。この内訳等につきましては、只今政府内部におきましても、鋭意検討をいたしております。本法律案が成立いたしました場合に、地方財政、特に神戸市の財政に及ぼす影響が如何相成るか、又その結果神戸市から政府或いは特に大蔵省に、大蔵

省といふことはございせんが、大蔵省に對してどういふ話合になりまするか、今後よく神戸市全体の財政状況と脱み合せてのお話があろうと存じますので、そのお話をよく承りました上で処置したいと考えております。

それから第三に、今後の造船計画なり、乃至は船員の需要或いは供給の計画等につきまして、財政的な裏付けの問題はどう考えるかという点であります。私ちよつと突は選れて参ります。只今までの御質疑の内容等拝承いたしておらないのであります。が、御提案になつておられますところの法律案の背後に相成つておられますところの造船計画、或いは船員の供給計画といふものは、只今のところにおきましては、大蔵省にいたしまして、お尋ねの線に沿つて考えておられる次第なのであります。かようにお答えいたします。

○相馬助治君 只今の主計局長の答弁は非常に筋が通つておりますが、それは極めて漠然と数字を避けて述べられておるので筋が通つておるのである。まあ最後の造船計画云々といううな問題は多分に政治問題を含んでおりますので、これは別途お尋ねするとして、私はやはりしつこいようです。質問の第二点であります。地方財政との連関の問題について確かめておきたいと思ふのです。と申しますのは、国立大学を設置する場合に、現在の国の財政事情がどうであるから止むを得ないのではあるけれども、もう半額地元負担を見込んで、こういう立法をしなければならぬ。立法府にある我々といひましても誠に悲しみに堪

えない。こんな馬鹿な方法はないじやないかと。但し議論をした場合に、然らばどうするのだといふことになる。なか／＼に以て名案がないので、我々はそういう議論をしようとはしておりませんけれども、この半額地元負担、而も二億五千万円、この金を支出するについては、当然起債に待たなければならぬといふのは主計局長のおわかりだと思ふのです。而も問題なのは、水道の工事であるとか、或いはその他地方公共団体が何か生産的な設備をする場合の起債の場合には、その事業から受けるところの利益金を以てその起債を逐次済して行くといふことが可能であります。極めて心配なことは、神戸に商船大学ができて、これに伴う人員の増加や、学生の消費等によるところの金は神戸市に落ちるけれども、これは起債を済して行く場合には、当然これは神戸市が将来一般経常予算の中に金額を計上してこれを賄つて行かなければならぬ事態が生ずる。本来ならば私どももいたしましては、神戸に商船大学ができた場合に、恩恵というものは、大阪辺におきましては殆んど神戸と同一である、かような地元負担というものは、大阪であるとか、京都であるとか、或いは神戸であるとかいふものが連帯責任の形を以て負担するのであるといふと、非常に安心が行くのであります。が、さきだに財政的には欠乏している今日、私いつか聞いたところによると、五億の赤字を持つておると伝えられる神戸市の場合においては、政府が国立大学の負担を神戸市が持つのであるからという特殊事情を起債のときに考えてやらなかつたならば、非常に大きな問題が

起きると私は考えるのです。それで個人の貸借の場合でも同じであつて、十分なる担保があるようなところでは金を借りに来ない。金を借りに来る連中は担保もなければ、償還する見通しもない、これは大蔵省の場合でもよくわかるだらうと思ふ。神戸の場合には、後者になる心配が私は懸念されるので、あえてお聞きしておるのであります。が、この問題については大蔵省にいたしましては、将来起債その他について国立大学への補助であるという親点を以て、特殊な取扱いをする予定があるかどうか、これは速記録に残るものであります。が、厳密にお答えを願ひたいのですが、特別な措置をする用意があるかどうかといふこと、それからもう一つは、地財委と本問題については話してあるかどうかといふこと、又話す御予定があるかどうか、或いは又具体的にはどこまで行つてないといふのか、それらの点についてお尋ねしたい。私は事実を事実としてお尋ねしておるのであります。あなたのお話を聞いて、引つ繰り返して痛めつける材料に聞いておるのでないから、具体的にのことをそのまま率直に一つ御答弁を伺いたいと存じます。

○政府委員(東條猛猪) 地方起債との関係の問題であります。この法律案が成立をいたしましたして、神戸に大学ができるということに伴ひまして、地元で非常に熱心に御要望があり、又強いそこに熱心が窺われるといふこととから、地元のほうでも寄附をいたしたいといふことは、只今御質疑がございまして、一応これを喜んで迎へるべき問題であると私どももいたしま

しては考えております。ここに寄附を頂戴いたすという話が起つておるわけでありまして、この点地元の非常な御熱誠に對しては敬意を表しておる次第であります。

次に起債についてのどの程度の具体的な話合になつておるかという問題であります。先ほど申し上げましたように、現在昭和二十七年年度の全体の起債計画につきましては、只今いへば、と部内におきましても検討中でございます。研究中でございます。従いましてそれらの全体的な方針が定まり、又個々の各地方公共団体の財政の実情等がよくわかつて参りませんと、この起債の方針といふものが具体化したさなわけでありまして、その意味におきまして、今日只今のところ神戸商船大学の起債の問題を如何いたすか、特殊の取扱い方針ができるかどうかといふこと、これは申し上げかねる段階にあることを御承知を願ひたいと思ひます。地財委とも、右申し上げましたような起債に関する処理方針の段階でございまして、神戸の商船大学の起債を認可するかどうかといふ非常に具体的な差迫つた問題といたしまして相談をいたすといふところまでに立至つておりません。

○相馬助治君 話はわかりました。ただ計画だけしてあとで出るべき金が出ないという場合に、一番困つてしまふのは学校当局であります。それらの点については、一つ仮に本法律案が成立した場合、地元の熱意に對しても、大蔵当局は十分なる良心的な意味でこれをバック・アップする用意ありといふことを、あなたの答弁の中から汲取つて了承したいと思ふのですが、

さより差支えございませんか。

○政府委員(東條猛猪君) 別に御判断を拘束する理由も持ちませんが、まあ只今の速記録で御覧を頂きます以上、更に申上げる余裕を持ちません。

○相馬助治君 私に重ねて大蔵大臣の次回における出席を要求して質問を打ち切ります。

○岩間正男君 関連して一点お聞きしたいと思いますが、相馬君の先ほどの御質問で、予算的措置の国庫負担分ですが、これは必要があれば何とかする、こういうようなお話ですが、具体的にはどういう方法によるのですか。どういう方法によつてやるのですか。予算の流用でやるのか、予備費でやるのか、補正を組むのか、どういふことですか。

○政府委員(東條猛猪君) 私は先ほどのお尋ねに對しまして、必要があれば、予備費等によつて所要の財源措置を講ずるといふことをお答え申上げたつもりでございます。御承知の通りに、文部省所管の国立学校費のほうに、病院、研究所を除きまして百五十億円見当の金になつております。この中には勿論相当額の経常費もあるわけでございます。神戸商船大学が設立いたしました時に於ける経常的な面におきましては、教員費におきましては、欠員等があるかどうかという、この百五十億円の予算の執行状況というものをよく見まして、それで不足いたしました場合に於きましては、予備支出の措置を講ずる必要がある。又臨時費につきましては、国の当初の予算の基礎になつておられますところの事業計画には織込んでないと思ひますから、本法律案が成立いたしますれば、臨時的な

経費につきましては予備費支出の手続を取る必要があろうと思ひますが、それらの問題はこの国立学校費の予算全体の経費と睨み合せて決定すべきであると思ひます。その意味におきまして、必要に応じて予備費支弁と、さういふ措置を講ずる。さういふことを申上げた次第であります。

○岩間正男君 これは文部省の見解はどうなんでしょうか。そうして大蔵省とどういふ折衝をされているんですか。非常に漠然とした話ですが、大体先に行つてさういふことが出来るかも知れませんというのでは計画はない……。

○政府委員(東條猛猪君) 誤解をして頂きますと困りますので、念のために申上げておきますが、この神戸商船大学が設立いたしましたために、既存の学校の経費に食込むといふことは考へておりません。この意味におきましては、必要があれば予備費の支出を講ずるといふことで文部省当局と話し合ひがついておるといふことを重ねて申上げておきます。

○岩間正男君 どの項目……その必要があるんだから、既存の文部経費に手はつけられないですね。仮に予備費というのか、さういふ予備費の運用の仕方というのか、これは予備費の性格としてさういふことは余り、どうですか。文部省はさういふお考えになつておられますか。

○政府委員(相田清助君) 只今の大蔵省の東條次長がお答えになりましたように、既存の学校経費を食ふことなど、必要な経費を将来予備費で考へてもらうという話し合ひをいたしております。将来予備費等によつて考へると

いう大蔵省との話し合ひをつけております。

○岩間正男君 それはどの予備費ですか。

○政府委員(東條猛猪君) 岩間委員御承知の通りに、一般会計の予備費は三十億でございます。

○岩間正男君 二億でいいんですか。その三十億というのはさういふ性格のものとは大分違ふと思うのですが、これはなお検討して、この次に持越ししてもいいんですが、三十億の中の二億ぐらゐをさういふものに使うといふことは、いろいろ先に行つて支障を来たす……。

○政府委員(東條猛猪君) 主計局といひましては、現在の予備費を以ちまして、この法律案が成立いたしますときに予備費の支出をすること、財政法会計法その他の関係から差支えない、こう考へております。

○矢嶋三義君 東條次長にお伺ひいたします。私はさういふことを外したもので、その間相馬君から質問があつたならば答弁は要りません。と申しますのは、恐らく地元負担については地方財政委員会とも私は大蔵省は若干話しあつてゐるのじやないかと思ひます。国庫が半額出して、半額地元から出させるという以上は、国庫支出を了承すると同時に、地方財政委員会に於いて、これは地元のほうでは大丈夫かといふことを恐らく伺つてゐるだらうと思ひます。それで私は何うのですが、この計画によると、二十七年度は八千五百万、二十八年度六千万、二十九年度四千九百万、さういふように地元負担区分をしてゐるわけですが、さつ相馬君からさういふ質問を

されたようですが、地元において地方財政の実情から起債がなくなるとも可能だと、さういふように踏まれておるのかどうか、その点伺ひたい。

○政府委員(東條猛猪君) その点は、先ほどの相馬委員のお尋ねに對してお答え申上げた通りでありまして、現在の地方起債七百三十億の計画の内訳につきましては、さういふ政府部内におきましては、さういふ方針がまゐりまして、且つ個々の地方公共団体の財政の実情に即応いたしまして、両者相俟つてこの地方起債の問題が具體的にきめられるべき問題でございます。神戸商船大学の問題につきましても、さういふ総合的な観点から処理することに取計らうといふ趣旨のことをお答え申上げた次第であります。

○矢嶋三義君 私はここで強く要望いたしておきますが、二十七年年度の起債の枠のきまるのは、神戸商船大学が設置されるということがきまる前に、総額といふことはきまつておるわけですが、各地方公共団体の単独起債は如何に許可にならないかといふことは、相馬さんから言われて御承知の通りであります。従つて私はこの神戸商船大学設置に當つて、地元は、二十七年年度予算の中にきめられたあの総額の中から起債を割当てることは反対、若し地元側に起債の枠を与えるならば、現在の起債の総額以外に、つまり補正予算なんかにおきまして起債の枠を拡大したのちに、その枠の中から地元負担に枠を与える、これには私賛成であります。現在の七百三十億の枠の中から起債の枠を与えるといふことは、私はこの数字が出た基礎からいつておかしいと思

いますので、十分検討して頂くよう要望しておきます。

それからお尋ねいたしたい点は、国立大学関係の予算が、文部省の要求にもかかわらず、如何に不十分なものであるかといふことは、東條次長も十分御承知と思ひますので、その立場から私は次のことをお尋ねいたしたい。最もこの船員教育を能率的に、国庫の費用を少くしてやるという立場から、さういふことは考へなかつたか。と申しますのは、先ほど参議院と船員局長とに御質問申上げたのですが、私が頂いた資料によりますと、大学に入学する生徒は、我が国の造船計画からいつて二百八十人あればよろしいが、現在清水は百六十人採用してゐるから、百二十人足りないわけですが、ところが清水の商船大学は二百四十人は収容できる。本年度当初は二百四十人清水に入学許可の計画を文部省が持つておつた。二百四十人清水に入れますと、不足は四十名になるわけですが、その四十名を如何に補充するかといふことを考へますと、神戸海技専門学院といふのが現在あるわけでありまして、そこは再教育機関として定員百名を保持しておるわけなんです。これはそこにいる学生諸君が船主から人件費をもらつてその再教育機関に入所しておるわけなんです。そこで船主がなかなか手離さない關係上、十分の再教育生徒を確保できないのですが、一つの大を学を培えるのに當つて相当国庫負担が要るわけなんです。その何分の一で済む金をこの再教育の機関に補助し、さうして清水の商船大学に百六十人というのを、二百四十人収容力があるのだから入れる、さうしますと大学がそれ

で、下級船員を再教育して高級船員にするというその筋も通つて、予算は少なくて高級船員が立派に確保できる。こういうふうなことは、予算と高級船員の需給という立場から、私は一応そういうことを考えられて然るべきじゃないかと考えるのですが、東條次長はそういう点御検討になったことはいらないか、どういふお考えでいらつしやるか承りたいと思ひます。

○政府委員(東條猛猪君) 只今お述べになりましたのは一つの考えであらうと思ひますが、その後国会の文部委員会におかれまして、いろいろ各般の情勢を検討せられ、又文部省或いは運輸省におきまして、いろいろと検討を重ねました結果、現在提案せられておりますところの法律案がこの際とるべき最もいい方途であるという結論の下に、特に国会の御提案ということでの法律案が審議いたされておるわけでありまして、私もどもいたしまして、いろいろ検討はいたして見たのであります。現在御審議になつておるりますところの法律案の趣旨が、現在の情勢においては最も適切なものであらうというふうに考えております。

○矢嶋三義君 お上手な形式的な答弁を伺つておつたのですが、それでは私絞つてお伺ひいたします。再教育が非常に重要であるということはどなたも認められておる。そうして現在神戸の深江に再教育機関として海技専門学院がある。この生徒は相当年輩の人もおられますし、妻子を持つた人もおられます。それで現在船腹の増強と同時に再教育が必要だ、それで若干の補助費を出したいというので、この所管である運輸省のほうでは再三再四毎年大蔵

省に強く要望しておるんですが、どういふわけでその予算は出されないのかあるか。あの海技専門学院の再教育機関に対しては、海運の伸張、貿易の振興という立場からも、大蔵省は国策として私は予算を組んで然るべきだと考へるんですが、船員養成の重大性を認め、国会でここに議されておるこの法律案は、国家財政の立場から考へても非常に結構だと東條次長は発言されておるんですが、それから考へますと、何が故にあの再教育機関の海技専門学院に、運輸省の要求を拒否されて、補助金を出されないのかということ承りたいたいです。今後如何にされるか、御見解を一つ承りたいたと思ひます。

○政府委員(東條猛猪君) 非常に有益な御意見として拝聴いたしました。今後の予算の問題は十分検討をいたして参りたいと存じております。

○委員長(梅原眞隆君) 他に御質疑もなければ本日はこれで散会をいたしたいと思ひますが、次回は運輸、大蔵両大臣の出席を要求いたすことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅原眞隆君) それでは本日はこれで散会いたします。

午後四時十三分散会

五月十二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、義務教育費国庫負担法案(衆)

義務教育費国庫負担法案

義務教育費国庫負担法案

(この法律の目的)

第一條 この法律は、義務教育についで、義務教育無償の原則に則

り、国民のすべてに對しその妥當な規模と内容を保障するため、国が必要なる経費を負担すること等により、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的とする。

(国の負担)

第二條 国は、毎年度、公立の小学校、中学校並びに盲学校及びろう学校、盲学校の小中及び中(以下「義務教育諸学校」という。)の義務教育に要する経費のうち、教職員給与及び教材費について、それぞれ、その総額の二分の一を下らない額を負担する。

2 前項の教職員給与費の総額は、第三條の規定により算出された教職員給与費の平均単価に、それぞれ、左の各号に定めるところにより算出された小学校の教員の数、中学校の教員の数、盲学校及びろう学校の教員及び寮母の数並びに事務職員の数に乘じた額の合算額とする。

一 小学校の教員(校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。以下同じ。)の数は、全国の公立の小学校の児童数に五十分の一・五を乗じた員数とし、一人未満の端数は、一人に切り上げるものとする。

二 中学校の教員の数は、全国の公立の中学校の生徒数に五十分の一・八を乗じた員数とし、一人未満の端数は、一人に切り上げるものとする。

三 盲学校及びろう学校については、教員の数は、全国の公立の盲学校及びろう学校の小学校部の児童数に十分の一・五を乗じた員数と全国の公立の盲学校及びろう学校の中学校部の生徒数に十分の一・八を乗じた員数との合計数とし、寮母の数は、全国の公立の盲学校の寄宿舎に寄宿する小学校部の児童及び中学校部の生徒の数の五分の一を乗じた員数と全国の公立のろう学校の寄宿舎に寄宿する小学校部の児童及び中学校部の寄宿舎に寄宿する小学校部の児童及び中学校部の生徒の数の八分の一を乗じた員数との合計数とし、それぞれ、一人未満の端数は、一人に切り上げるものとする。

四 義務教育諸学校の結核性疾患により休職中の教員の数及び寮母の数は、前各号の規定により算出された教員の数及び寮母の数の、それぞれ、百分の二・四四六を乗じた員数とし、それぞれ、一人未満の端数は、一人に切り上げるものとする。

五 義務教育諸学校の事務職員の数は、第一号から第三号までの規定により算出された教員の数に、それぞれ、三十分の一を乗じた員数とし、それぞれ、一人未満の端数は、一人に切り上げるものとする。

3 第一項の教材費の総額は、前項の規定により算出された教職員給与費の総額に百分の十を乗じた額とする。

4 第一項の規定による国の負担金の各地方公共団体に対する配分基準その他その配分に関する必要な事項は、法律で定める。

第三條 教職員給与費の平均単価は、(教職員給与費の平均単価)は、毎年度、全国の義務教育諸学校の教員、寮母及び事務職員(以下「教職員」という。)について、国立学校のこれに相当する教職員の例に準じて算出した給料、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、日直及び宿直に関する手当、年末手当、寒冷地手当、石炭手当、退職手当、退職年金、退職一時金、死亡一時金、旅費及び公務災害補償並びに都道府県の負担に係る恩給負担金及び共済組合負担金のそれぞれを教職員一人当りの平均単価を合算した額とする。

2 前項の教職員給与費の平均単価は、小学校の教員、中学校の教員、盲学校及びろう学校の教員(寮母を含む。)並びに事務職員ごとに算出するものとする。

(義務教育諸学校の校舎の建設に係る地方債に関する特例)

第四條 義務教育諸学校の校舎(盲学校及びろう学校にあつては、寄宿舎を含む。以下同じ。)の建設事業費については、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五條の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができ

2 前項の地方債の総額は、毎年度、左の各号に定めるところにより算出された義務教育諸学校の校舎の総坪数の五十分の一に該当する坪数の校舎の建設事業費に相当する額とする。

一 小学校の校舎については、一坪に全国の公立の小学校の児童数を乗じた坪数とし、一坪未満の端数は、一坪に切り上げる

ものとする。

二 中学校の校舎については、
一・四六坪に全国の公立の中学校の生徒数を乗じた坪数とし、一坪未満の端数は、一坪に切り上げるものとする。

三 盲学校及びろう学校の校舎については、八・一八坪に全国の公立の盲学校及びろう学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の数の合計数を乗じた坪数とし、一坪未満の端数は、一坪に切り上げるものとする。

3 第一項の地方債をもつて建設事業費の財源とする義務教育諸学校の校舎の建設に關し、その事業計画の基準その他必要な事項は、法律で定める。

(戦災復旧費及び災害復旧費の国の負担割合)
第五條 国は、地方公共団体に對し、その設置する義務教育諸学校の戦災復旧及び災害復旧に要する経費について、それぞれ、その二分の一を負担する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。但し、第二條から第五條まで及び附則第八項から附則第十項までの規定は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 昭和二十七年年度に限り、地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の規定にかかわらず、各都道府県の負担に係る小学校費及び中学校費並びに盲学校及びろう学校の小学部の教職員に係る教育費に關する基準財政需要額(以下「基準財政需要額」という。)の算定については、附則第三項から附則第七項までに定めるところによる。

3 各都道府県の基準財政需要額は、小学校にあつては十二万二千二十八円、中学校にあつては十三万五千二百五十二円、盲学校及びろう学校にあつては十三万二千八百八十円に、勤務地手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、石炭手当等を考慮して政令で定める地域別の補正係数を乗じた額に、政令で定める教職員一人当りの日直及び宿直に關する手当、年末手当、退職手当、死亡一時金及び公務災害補償の額並びに旅費の単価六千円を加算してそれぞれの学校ごとに教職員一人当りの給与単価を算出し、その給与単価に、附則第四項の規定により算出された当該都道府県の区域内にあるそれぞれの公立の小学校、中学校、盲学校及びろう学校の理論教職員数を乗じた額の合算額とする。但し、一銭未満の端数は、一銭に切り上げるものとする。

4 理論教職員数は、それぞれの学校ごとに、左の各号に定めるところにより算出された員数の合計数とする。

一 校長の数は、小学校にあつては理論学級数六以上の学校について一人、中学校にあつては理論学級数三以上の学校について一人、盲学校及びろう学校にあつてはそれぞれ一人とする。
二 教諭、助教諭又は講師の数は、理論学級数一について一人

別表第一 小学校の部

児童数	理論学級数	児童数	理論学級数	児童数	理論学級数	児童数	理論学級数	児童数	理論学級数
1—25	1	891—940	21	1,891—1,940	41	2,891—2,940	61	3,891—3,940	81
26—50	2	941—990	22	1,941—1,990	42	2,941—2,990	62	3,941—3,990	82
51—80	3	991—1,040	23	1,991—2,040	43	2,991—3,040	63	3,991—4,040	83
81—120	4	1,041—1,090	24	2,041—2,090	44	3,041—3,090	64	4,041—4,090	84
121—160	5	1,091—1,140	25	2,091—2,140	45	3,091—3,140	65	4,091—4,140	85
161—200	6	1,141—1,190	26	2,141—2,190	46	3,141—3,190	66	4,141—4,190	86
201—245	7	1,191—1,240	27	2,191—2,240	47	3,191—3,240	67	4,191—4,240	87
246—290	8	1,241—1,290	28	2,241—2,290	48	3,241—3,290	68	4,241—4,290	88
291—340	9	1,291—1,340	29	2,291—2,340	49	3,291—3,340	69	4,291—4,340	89
341—390	10	1,341—1,390	30	2,341—2,390	50	3,341—3,390	70	4,341—4,390	90
391—440	11	1,391—1,440	31	2,391—2,440	51	3,391—3,440	71	4,391—4,440	91
441—490	12	1,441—1,490	32	2,441—2,490	52	3,441—3,490	72	4,441—4,490	92
491—540	13	1,491—1,540	33	2,491—2,540	53	3,491—3,540	73	4,491—4,540	93
541—590	14	1,541—1,590	34	2,541—2,590	54	3,541—3,590	74	4,541—4,590	94
591—640	15	1,591—1,640	35	3,591—2,640	55	3,591—3,640	75	4,591—4,640	95
641—690	16	1,641—1,690	36	2,641—2,690	56	3,641—3,690	76	4,641—4,690	96
691—740	17	2,691—1,740	37	2,691—2,740	57	3,691—3,740	77	4,691—4,740	97
741—790	18	1,741—1,790	38	2,741—2,790	58	3,741—3,790	78	4,741—4,790	98
791—840	19	1,791—1,840	39	2,791—2,840	59	3,791—3,840	79	4,791—4,840	99
841—890	20	1,841—1,890	40	2,841—2,890	60	3,841—3,890	80	4,841—4,890	100

- とする。
- 三 養護教諭又は養護助教諭の数は、小学校及び中学校にあつてはそれぞれ児童又は生徒の數に千分の一を乗じた員數とし、盲学校及びろう学校にあつてはそれぞれ一人とする。
- 四 養母の数は、盲学校にあつては寄宿舎に寄宿する児童の數に五分の一を乗じた員數とし、ろう学校にあつては寄宿舎に寄宿する児童の數に八分の一を乗じた員數とする。
- 五 結核性疾患により休職中の教員及び養母の数は、前各号の規定により算出された教員及び養母の數（以下「基準教員數」という。）に百分の二・四四六を乗じた員數とする。
- 六 産前産後の休暇中の教員及び養母の数は、基準教員數に百分の〇・八八八を乗じた員數とする。
- 七 病氣、事故、研修等の事由により勤務しない教員及び養母の数は、基準教員數に百分の五を乗じた員數とする。
- 八 事務職員の数、小学校にあつては理論學級數十二以上の学校について一人、中学校にあつては理論學級數六以上の学校について一人、盲学校及びろう学校にあつてはそれぞれ二人とする。
- 五 理論學級數は、各学校ごとに、その学校の種類及び児童數又は生徒數に應じ、別表第一から別表第三までに定めるところによる。
- 六 前二項の規定の適用について
- は、一分校は、一学校とみなす。
- 七 地方財政委員會は、前四項の規定により各都道府県の基準財政需要額を算定するときは、あらかじめ、文部大臣に協議しなければならない。
- 八 昭和三十年年度までは、第二條第二項第三号及び第四條第二項第三号に規定する盲学校及びろう学校の中学部の生徒には、義務教育の課程に属しない生徒を含まないものとする。
- 九 第四條第一項及び第二項の規定は、地方財政法第三十三條第一号の規定の適用を妨げないものとする。
- 十 地方財政法の一部を次のように改正する。
- 第五條第一項第五号中「学校」の下に「（義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第 号）第二條第一項に規定する義務教育諸学校を除く。）」を加える。
- 第十條中第一号を第二号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、同條に第一号として次の一号を加える。
- 一 義務教育に従事する職員及び義務教育の教材に要する経費

別表第二 中学校の部

生徒數	理論學級數	生徒數	理論學級數	生徒數	理論學級數	生徒數	理論學級數
人 1— 25	1	人 701— 735	21	人 1,401—1,435	41	人 2,101—2,135	61
26— 60	2	736— 770	22	1,436—1,470	42	2,136—2,170	62
61— 90	3	771— 805	23	1,471—1,505	43	2,171—2,205	63
91— 120	4	806— 840	24	1,506—1,540	44	2,206—2,240	64
121— 150	5	841— 875	25	1,541—1,575	45	2,241—2,275	65
151— 180	6	876— 910	26	1,576—1,610	46	2,276—2,310	66
181— 210	7	911— 945	27	1,611—1,645	47	2,311—2,345	67
211— 240	8	946— 980	28	1,646—1,680	48	2,346—2,380	68
241— 270	9	981—1,015	29	1,681—1,715	49	2,381—2,415	69
271— 300	10	1,016—1,050	30	1,716—1,750	50	2,416—2,450	70
301— 385	11	1,051—1,085	31	1,751—1,785	51	2,451—2,485	71
386— 420	12	1,086—1,120	32	1,786—1,820	52	2,486—2,520	72
421— 455	13	1,121—1,155	33	1,821—1,855	53	2,521—2,555	73
456— 490	14	1,156—1,190	34	1,856—1,890	54	2,556—2,590	74
491— 525	15	1,191—1,225	35	1,891—1,925	55	2,591—2,625	75
526— 560	16	1,226—1,260	36	1,926—1,960	56	2,626—2,660	76
561— 595	17	1,261—1,295	37	1,961—1,995	57	2,661—2,695	77
596— 630	18	1,296—1,330	38	1,966—2,030	58	2,696—2,730	78
631— 665	19	1,331—1,365	39	2,031—2,065	59	2,731—2,765	79
666— 700	20	1,366—1,400	40	2,066—2,100	60	2,766—2,800	80

別表第三 盲学校及びろう学校の部

児童数		理論 学級数	児童数		理論 学級数	児童数		理論 学級数
人	人		人	人		人	人	
1—	8	1	161—	168	21	321—	328	41
9—	16	2	169—	176	22	329—	336	42
17—	24	3	177—	184	23	337—	344	43
25—	32	4	185—	192	24	345—	352	44
33—	40	5	193—	200	25	353—	360	45
41—	48	6	201—	208	26	361—	368	46
49—	56	7	209—	216	27	369—	376	47
57—	64	8	217—	224	28	377—	384	48
65—	72	9	225—	232	29	385—	392	49
73—	80	10	233—	240	30	393—	400	50
81—	88	11	241—	248	31	401—	408	51
89—	96	12	249—	256	32	409—	416	52
97—	104	13	257—	264	33	417—	424	53
105—	112	14	265—	272	34	425—	432	54
113—	120	15	273—	280	35	433—	440	55
121—	128	16	281—	288	36	441—	448	56
129—	136	17	289—	296	37	449—	456	57
137—	144	18	297—	304	38	457—	464	58
145—	152	19	305—	312	39	465—	472	59
153—	160	20	313—	320	40	473—	480	60

昭和二十七年五月二十二日印刷

昭和二十七年五月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所